



## 旧優生保護法下の優生手術を巡る補償法への 県の対応

### 1 趣旨

旧優生保護法（昭和23年～平成8年）の下で優生手術が行われた者に対する補償金等の支給のための法律が10月17日に公布され、来年1月17日に施行される。本県としては、制度の周知を図り、丁寧な相談支援及び適切な申請受付を行っていく。

### 2 補償金等の概要

	全 部 改 正 後
一時金の支給	継続 (対象) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方 (支給額)320万円
補償金の支給	新規 (対象) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者 ※本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫等) (支給額)本人1,500万円、特定配偶者500万円
人工妊娠中絶一時金	新規 (対象) 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方 (支給額)200万円
請求期限	いずれも施行日(令和7年1月17日予定)から起算して5年(期限に関する検討条項あり)

### 3 県が行う事務

- ・ 相談支援体制の整備  
静岡県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口  
専用電話:054-221-3157 FAX:054-221-3521
- ・ 申請受付、記録等の調査
- ・ 周知広報  
(県民だより、県ホームページ、市町広報誌、介護・障害サービス施設への周知等)

担当 : 健康福祉部 こども未来局こども家庭課  
連絡先 : TEL 054-221-3628